

## 令和2年度一般会計補正予算（第15号）の専決について

緊急事態宣言の解除に伴い、3月22日から31日までを段階的緩和期間とし、飲食店への営業時間短縮等の要請を継続するにあたり必要となる協力金などについて、補正予算を編成し、本日、専決処分を行いました。

## 1 補正予算規模

補正予算規模 123億円（補正後予算額2兆4,700億48百万円）

## [歳入内訳]

- ・ 国庫支出金 123億円（6,179億33百万円 6,302億33百万円）  
（地方創生臨時交付金）

## 2 補正予算の内容

千葉県感染拡大防止対策協力金事業（経済政策課） 12,300,000千円  
（全額繰越明許費設定）  
（既定予算とあわせ 211,900,000千円）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県が午後9時までの営業時間の短縮を要請した飲食店のうち、要請期間（令和3年3月22日から3月31日まで）に営業時間の短縮を行った飲食店に協力金を支給します。

[対象者] 県内全域の飲食店

[支給額] 1店舗当たり40万円（1日当たり4万円）

3月22日から営業時間短縮の要請に協力できない場合においても、3月25日までに協力を開始した場合には、一律28万円を支給する。

### 3 繰越明許費の設定

千葉県感染拡大防止対策協力金のほか、高病原性鳥インフルエンザについて、消毒ポイントの設置など一部防疫業務が3月中に終わらない見込みであることから、繰越明許費を設定します。

一般会計	2事業	13,300,000千円
	・千葉県感染拡大防止対策協力金事業	12,300,000千円
	・高病原性鳥インフルエンザの防疫	1,000,000千円